○厚生労働省告示第百八十七号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成三十年度の単位掛金額を四万四千五百円と定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省
経済産業省告示第一号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第三条第一項の規定に基づき、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針（平成五年厚生省通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　福祉用具の研究開発及び普及の目標に関する事項 一　福祉用具の研究開発及び普及の目標 老人や心身障害者の地域や家庭における自立と社会参加を促進し、介護者の負担を軽減する上で、福祉用具が果たす役割は極めて重要である。このため、福祉用具の研究開発に当たっては、利用者の真のニーズを踏まえ、改良から高度の産業技術を活用した研究開発に至る広範な取組を進める必要がある。 その際には、自立支援と介護支援という観点から研究開発を一層推進するとともに、基本的な生活動作である入浴、排せつ、移動等を円滑に行える福祉用具や、日常生活を営むのに欠かせない意思の伝達を容易にする福祉用具の研究開発を積極的に推進する必要がある。 自立支援の観点からは、日常生活上の便宜を図り、機能訓練を進め、低下した心身機能を補う各種の福祉用具の研究開発を、社会参加の視点を踏まえながら進めることが重要である。特に、自立意欲は強いものの全面的な介護に頼らざるを得ない者を対象とする自立支援のための福祉用具の研究開発の強化が強く求められる。 また、介護支援の観点からは、介護者の身体的・精神的負担を軽減するための福祉用具の研究開発が重要である。介護の負担は、自立意欲が弱い者や介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症の者の場合に特に重くなるが、こうした負担を軽減していくための研究開発の強化が必要である。 さらに今後は、福祉用具の使い易さ、安全性、経済性等にも配慮して、必要性の高い分野における重点的な研究開発を、保健福祉サービスの提供の状況も踏まえながら、計画的に推進していく必要がある。 また、こうした研究開発の成果が生かされた適切な福祉用具が利用者に円滑に提供されるよう、研究開発との連携の下に積極的な普及促進に努めることが重要である。 二・三　［略］	第二　福祉用具の研究開発及び普及の目標に関する事項 一　福祉用具の研究開発及び普及の目標 老人や心身障害者の地域や家庭における自立と社会参加を促進し、介護者の負担を軽減する上で、福祉用具が果たす役割は極めて重要である。このため、福祉用具の研究開発に当たっては、利用者の真のニーズを踏まえ、改良から高度の産業技術を活用した研究開発に至る広範な取組を進める必要がある。 その際には、自立支援と介護支援という観点から研究開発を一層推進するとともに、基本的な生活動作である入浴、排せつ、移動等を円滑に行える福祉用具や、日常生活を営むのに欠かせない意思の伝達を容易にする福祉用具の研究開発を積極的に推進する必要がある。 自立支援の観点からは、日常生活上の便宜を図り、機能訓練を進め、低下した心身機能を補う各種の福祉用具の研究開発を、社会参加の視点を踏まえながら進めることが重要である。特に、自立意欲は強いものの全面的な介護に頼らざるを得ない者を対象とする自立支援のための福祉用具の研究開発の強化が強く求められる。 また、介護支援の観点からは、介護者の身体的・精神的負担を軽減するための福祉用具の研究開発が重要である。介護の負担は、自立意欲が弱い者や介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症の者の場合に特に重くなるが、こうした負担を軽減していくための研究開発の強化が必要である。 さらに今後は、福祉用具の使い易さ、安全性、経済性等にも配慮して、必要性の高い分野における重点的な研究開発を、保健福祉サービスの提供の状況も踏まえながら、計画的に推進していく必要がある。 また、こうした研究開発の成果が生かされた適切な福祉用具が利用者に円滑に提供されるよう、研究開発との連携の下に積極的な普及促進に努めることが重要である。 二・三　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号（特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針 特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによ	特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによ